

# 茅ヶ崎市茶屋町自治会 防災対策マニュアル



防災・減災



# 目 次

## 自主防災組織について

1. 広域避難場所
2. 災害対策本部組織構成
3. 各班の役割
4. 地震災害発生時の準備及び行動
5. 地震から身を守るための十か条
6. 災害時における安全確認制度について
7. 災害時安全確認標識（4～7各戸配布）
8. 災害発生時のタイムフロー
9. 災害時要支援者対策について
- 10 災害伝言ダイヤル操作方法
- 11 防災マップ
- 12 機材等保管状況
- 13 災害時安全確認チェックシート
- 14 災害後の広域避難等待機場所の確認シート
- 15 自治会未加入世帯に対する扱いについて

## 自主防災組織について

茅ヶ崎市茶屋町自治会の自主防災組織は防災地域が小範囲のことや世帯数が250程の事を考慮し、自治会役員が兼務する。

そして防災リーダーが補佐し防災活動に努める。

## 自主防災会役員

- ・ 会 長      自治会長
- ・ 副会長      自治会副会長
- ・ 会 計      自治会総務会計担当
- ・ 班 長      防災リーダー
- ・ 組 長      自治会組長
- ・ 組 員      自治会員

## 防災会の運営について

防災会の運営については自治会の役員会等に合わせ活動方針等を作成し、随時に自治会員に周知協力を求め円滑な運営に努める。

# 災害対策本部組織構成

設置場所：茶屋町自活会館  
0467-58-4072

災害対策本部  
本部長

自活会長

地震等の災害発生時における応急活動及び避難誘導の指揮命令を行う

災害対策本部  
副本部長

自活会副会長

本部長を補佐し、班長・組長よりの情報を記録し、各組織との連絡を密にして各指示の発令、関係部門との情報連絡を行う

災害対策本部  
総務・会計

自活会会計

給食給水時の数の確認や救出救護における各種不足品の調達等を行う

災害対策班長

防災リーダー

消火作業・救出救護・給食給水・避難誘導や自活会内部の災害情報収集を実施し災害対策本部へ報告

災害対策組長

現・前組長

組内の安全確認を実施しチェックシートに記入し被害状況等を災害対策本部へ報告

災害対策組員

各 自活会員

班長、組長を補佐し各作業が円滑に行えるように手助けを行う

## 各班の役割

### 災害対策本部

災害発生時には、緊急に対策本部を設置して活動体制の支持・被害情報の把握・避難民の人数・関係機関への連絡や情報提供を行う。

### 避難誘導活動

本部からの指示を受けて、メガホンなどにより避難指示を行うと共に、避難する前には必ず電源ブレーカやガスの元栓を閉めることを忘れないように促し安全ルートによる避難場所への誘導を行う。

### 救出救護活動

災害発生時には、負傷者の有無の確認及び救出を行う。人手を要する場合は各組員に呼びかけて協力を依頼する。家屋等の下敷きが確認された場合は資材を活用し、皆が一致協力して救出作業を行う。

### 情報収集活動

災害の被害状況・負傷者の有無・安全危険ルートの把握を行い本部へ逐一報告を行う。

### 消火活動

火災の発生が確認された場合は、本部や119番に連絡を入れると同時に移動式ホース及び消火器やバケツリレーにより初期消火や延焼拡大を防ぐ。

### 給食給水活動

本部指示による非常食の配布・炊き出しの実施・給水の確保を行う。救援食料や物資が届いたときには、個人個人が取りに行くと混乱が生じる為、本部と避難所との連携を取りながら正しい人数把握を行うと共に、皆が公平にいき渡るように一括入手し配布する。

# 地震災害発生時の準備及び行動

茶屋町自主防災会

## 基本理念(災害時の3原則)

1. 被害者にならない (怪我をしない備え)
2. 加害者にならない (火災にならない備え)
3. 傍観者にならない (不自由な方に背を向けない)

## ◎事前準備

1. 自助(命を守る・怪我をしない備え)
  - ア、家屋の耐震化
  - イ、家具の転倒防止化
  - ウ、火災報知器の設置
  - エ、消火器の設置
  - オ、感震ブレーカの設置 等
2. 自宅での避難生活の備え(3日～7日分)
  - ア、飲料水及びトイレ用水の備え
  - イ、乾麺や缶詰等の食料品の備え
  - ウ、医療・衛生用品の備え
  - エ、カセットコンロやボンベ・懐中電灯の備え
  - オ、その他必需品(ゴミ袋やビニール袋・タオルやトイレトーパーなど紙類)

## 地震発生(震度5強以上)

1. 出火の確認
  - ア、出火していたら初期消火
  - イ、大声で応援を呼ぶ(移動式ホース要請)
  - ウ、天井まで火が移ったら危険なので逃げる
2. 在宅家族の安全確認
  - ア、家族が無事ならば各家庭に配布してある青色の安全確認様識「無事」を玄関先へ掲げる
  - イ、怪我人がいる場合は救助要請を組長や近隣者に伝える
3. 津波警報が発生した場合は近隣の人々に声掛けを行いながら近隣ビルやパチンコ店駐車場(特に夜間時に有効)へ避難する

## ◎揺れが収まったら

1. 現組長と前組長は各組員宅へ安全確認巡回を行いチェック表を本部へ
2. 怪我人がいる場合は大声で救助要請を防災リーダーや本部へ行う
3. 被害に会わなかった場合は救助活動に協力する
4. 一段落したら本部要請により各戸代表者は一時避難場所(茶屋町公園・稲荷神社)へ集合して点呼、そして避難先(自宅・広域等)を報告する
5. 広域避難所へ行かれる方は電源ブレーカー「断」・ガス器具の元栓「閉」・必要最小限の品物を持参し、家の鍵を掛け防災リーダーの誘導のもと避難所(梅田中学校又は梅田小学校)へ出発

## 地震から身を守るための10カ条

### 1. まず身の安全を

ケガをしたら火の始末や避難行動に支障が生じるため、家具類などの転倒移動防止対策をしておく事が肝要。

### 2. すばやく火の始末

普段から習慣づけておく事が大切。火元付近に燃えやすい物は置かない。

### 3. 戸を開けて出口を確保

とくにマンションなどの中高層住宅では逃げ口の確保が重要。

### 4. 火が出たらすぐ消火

もし火災が発生しても天井に燃え移る前ならあわてずに初期消火に努める。大声で応援要請をして近隣に知らせる。消火器の備蓄を忘れずに。

### 5. 外へ逃げるときはあわてずに

あわてず落ち着いた行動を。逃げる時は瓦やガラス・看板などの落下に注意。

### 6. 狭い路地やブロック塀には近づかない

屋外にいたら公園などに避難。落下物やブロック塀の倒壊の危険区域には近寄らないこと。

### 7. 山崩れ・がけ崩れ・津波に注意

津波による二次災害を招く恐れがあるので、住居地の自然環境をよく知っておくことが大切。津波警報が出たら近隣ビル等の頑丈な高い所へ避難する。

### 8. 避難は徒歩で

避難先までは複数の経路が必要。自主防災組織などの指示で団体行動をする。

### 9. 協力し合って応急救護

多数の負傷者が出れば病院にも限界。地域での応急救護の体制づくりが大切。

### 10. 正しい情報を知る

事実は一つ。ラジオや自主防災組織から正しい情報をつかみ的確な行動を。

# 災害時における安全確認制度について

茶屋町自主防災会

会長 森田 茂

## 1、安全確認制度の趣旨

大災害発生時には、初期対応が最も重要であります。

「一人一人が自ら命を守る」ことを第一に近隣の人々が一致協力して助け合う「共助」の精神で、茶屋町自治会より一人の犠牲者も出さないように減災に努めるためこの制度を設けましたので、どうぞご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

## 2、安全確認制度の目的と仕組み

初期対応の重要性を認識し、近隣の絆及び情報を活用するため「組単位」としての機能を強化し組織します。

- (1) 安全確認担当者は現組長と前組長を基本とします。  
被害に会わなかった組員は、組長の指示に従い未確認家庭の再確認等の補佐をお願いします。
- (2) この制度の活用は震度5強以上の地震が発生した時に対応する。  
(避難所は震度5弱以上で開放される)
- (3) 津波警報が発生した場合は、「自助」を優先し近隣の人々に声掛けを行いながら、近隣ビルやパチンコ店駐車場の3階以上へ避難する。

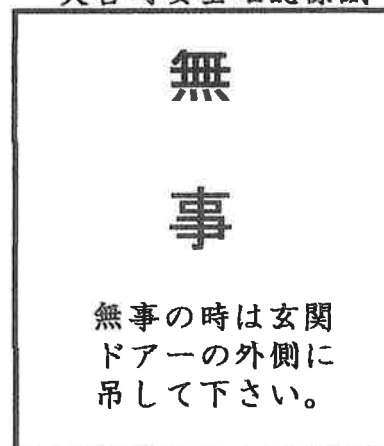
## 3、安全確認の手順方法

- (1) 第一に自らと家族の安全を確認してから近隣の安全確認や被害状況の調査を行う。
- (2) 現組長と前組長は出来るだけ2名以上で行動する事を基本とし組内の全家庭状況を確認する。
- (3) 確認は「安全確認シート」によりチェックする。  
全戸配布の「安全確認標識」の出ている家庭はシートへのチェックのみとし、出していない家庭は声掛けして確認を行う。
- (4) 安全確認時（要援護登録者を含む）に緊急を要する状況の時は組員等に見守りを依頼し災害対策本部（自治会館）へ通報し支援をお願いします。
- (5) 確認調査が終了したら災害対策本部に安全確認シートの提出と共に近隣状況の報告を行い情報の共有化を図る。

安全確認チェックシート（例）

災害調査日時		月	日	時	分
X組		組長名		前組長名	
組員名	同居人数	安否状況	被害状況	救助有無	
A					
B					
C					
D					
E					
F					

災害時安全確認標識





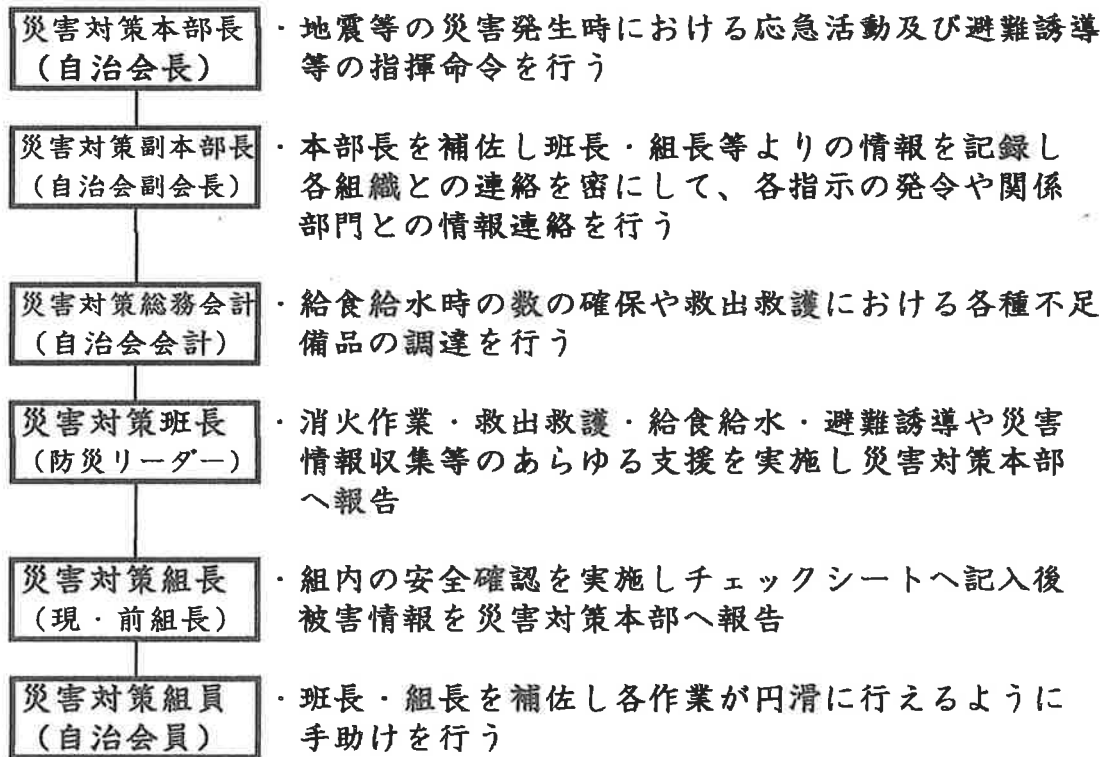
#### 4、安全確認担当者（現組長・前組長）の役割

(1) 安全確認担当者は安全確認調査・シート記入・報告をもって役割は終了する。

但し組内等の被害状況に応じて救護や避難誘導等の支援活動を本部指示に従い協力すること。

(2) 年1回の防災訓練に参加すること。

#### 5、災害対策本部の組織構成



茶屋町災害対策本部：自治会館内  
(0467-58-4072)

#### 6、茶屋町自治会の一時避難場所及び広域避難所

- ・一時避難場所 茶屋町公園 お稲荷様境内
- ・広域避難所 1、梅田中学校 2、梅田小学校

・地震も治まり一段落しましたら、各戸代表者は一時避難場所に集合し「自宅避難」及び「広域避難」の希望を把握してから、希望者全員で広域避難所へ集団で移動します

(1) 避難する時の確認事項

電源ブレーカの「断」、ガスの元栓「閉」を確認する事

(2) 車での避難は原則禁止です

災害時安全確認標識

無事

無事の時は、これを玄関ドアの外側につるしてください。

南湖地区自治会連合会

## 茶屋町自治会 災害発生時のタイムフロー

- 1、震度5強以上の地震発生（自治会3役自治会館へ集合→本部設置）
- 2、各方面からの災害情報収集（市防災・メディア等→本部）
- 3、被害状況の確認指示（本部→防災リーダー）
- 4、組員の安否確認実施（要援護者含む）（現・前組長の組内巡回）  
・安否確認の組長等の支援指示（本部→防災リーダー）
- 5、組長・防災リーダーからの安否確認及び災害状況の把握  
（組長・防災リーダー等→本部）
- 6、自治会未加入者への巡回指示（本部→防災リーダー）
- 7、緊急援護要請者の状況把握指示（本部→防災リーダー）
- 8、一時避難場所へ各世帯代表者集合要請指示（本部→防災リーダー）  
（メガホン等にて集合要請巡回）
- 9、避難場所での家庭内状況把握（防災リーダー・組長 →各世帯）  
（広域避難及び自宅待機の調査含む）
- 10、広域避難所へ行く世帯の行動指示（本部→防災リーダー→各世帯）  
・電源ブレーカー ガスの元栓の閉 家の施錠 身の回り品持参等
- 11、梅田中学へのルート確認後避難誘導指示（本部→防災リーダー）
- 12、各調査行動している人達への本部集合指示（本部→防災リーダー等）  
・各調査担当からの報告
- 13、今後の実施すべき行動を検討（本部役員・防災リーダー）

# 災害時要支援者対策について

## 災害時要支援者とは？

地域にはお年寄り、乳幼児、障害者など災害時に弱い立場に立つ人々が多数居ります。災害時要支援者への支援や協力は、地域社会の住民による組織体制が必要です。

活動で大切な点は、災害時要支援者とコミュニケーションをとり信頼関係を築くことです。積極的な交流を実施して人間関係を深めましょう。

## 地域で取り組む災害時要支援者対策

### 1. 災害時要支援者の身になって防災環境の点検

避難路は車椅子でも通れるか、放置自転車などの障害物はなにか、目や耳の不自由な人への避難伝達方法の環境づくりを進める。

### 2. 災害時要支援者への防災能力アップを支援しよう

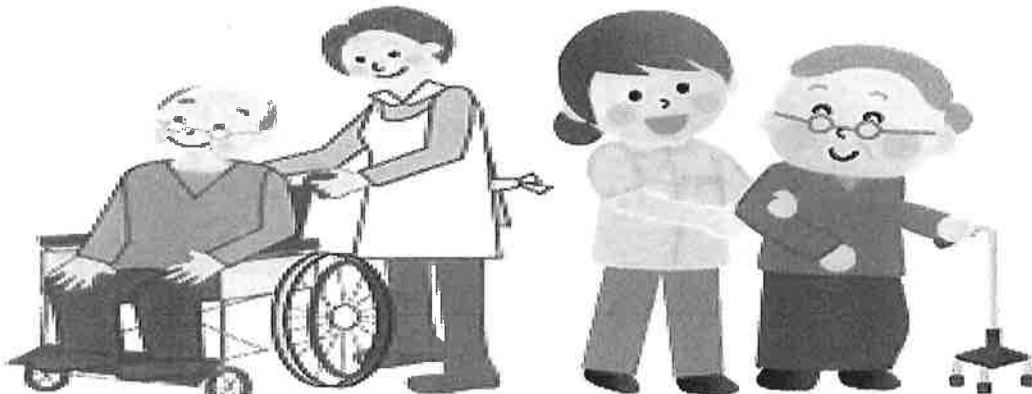
初期消火訓練や避難・応急手当方法など、いざという時に要支援者自身でも行えるような防災訓練をして、能力向上に努めよう。

### 3. 地域での協力・支援体制を具体的に決めておこう

日頃の連絡は誰か、災害時には誰が救援をするのか等被災時や被災後の支援や体制を明確にして、一人の要支援者に対し複数の組員による支援体制を組む。

### 4. 地域住民の意識の確立

住民に災害時要支援者支援の重要性を認識して頂き、地域社会で共生する住民同士としてスムーズな救援が行えるように働きかけをする。



# 災害時要支援者の誘導方法

## 肢体の不自由の人の場合

- ・ 車椅子の場合は、階段では必ず3人で協力する。上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きにして、恐怖感を与えないように注意する。
- ・ 脱出や避難のとき、救護者が何人もいるとは限らないので場合によっては紐で結んで背負うなど臨機応変に対処する。

## 目の不自由な人の場合

- ・ 「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかける。
- ・ 誘導するときは、杖を持っていないほうの肘のあたりに軽く触れるか腕をかかして、半歩くらい前をゆっくり歩く。
- ・ 方向を示すときは、具体的に「右何メートル先、何時方向に曲がる」等わかりやすい言葉を使う。

## 耳の不自由な人の場合

- ・ 話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきりと動かす。
- ・ 口頭で分からないようであれば、紙とペンで筆談する。  
紙がなければ、相手の手のひらに指先で字を書いて筆談する。

## 黄色いハンカチ運動について

黄色いハンカチ運動は、障害者はもちろん高齢者や持病がある方、健常者すべての方々に外出先で困ったときに「黄色いハンカチを振る＝手を貸して下さい(SOS)」の合図です。

この運動は、「困っている人」と「手助けする人」の両方が黄色いハンカチの意味を知らないと効果がありませんので、全国各市町村各自自治体が運動を展開しています。

皆様も何時・何処で何があるかわかりませんので、外出時には黄色いハンカチに氏名・連絡先など記入したものを持参願います。(自宅に何枚か用意しておき外出するときには必ず持参するクセをつけましょう。)

# 【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	<b>1 7 1</b>			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
		<b>1</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>4</b>
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 <b>0 XX XXX XXXX</b>			
<b>伝言ダイヤルセンターに接続します。※1</b>					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 <b>9 #</b> [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。  (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です		
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センター利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンター利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

**覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)**

# 防災資機材一覧表

保管場所 A:資機材倉庫

B:防災倉庫 C:会館

H23/3/13現在

No.	品名	数量	規格	保管場所
1	カケヤ	3	150mm	A
2	つるはし	3	柄付	A
3	のこぎり	2	アルスコーパーレーション(株)チルトン30mm	A
4	ハンマー	5	3.5kg	A
5	ボルトクリッパー	2	600mm	A
6	パール	2	900mm	A
7	金てこ	5	25Φ以上 1200mm	A
8	ワイヤー	4	12mm×2m×2本・12mm×3m×2本各シンプル付	A
9	鉄のこ	3	替刃各10本付	A
10	万能はさみ	2	マルチシザーSR-AF765	A
11	防塵マスク (8枚/箱)×8箱	8箱	重松DP-8PD	A
12	担架	1	折りたたみ式、格納袋付	A
13	ケブラー手袋	1set	SRKV型	A
14	カラビナ (8個/箱)	8	O型安全環付鋼製	A
15	救助ロープ	1	12mm×200m 3つ折りSZ構造 JIS規格	A
16	ジャッキ	2	ダイキ DH-2.5LE	A
17	保存飲料水	20	神奈川県企業庁5年保存相模の水	A
18	破壊器具	1	ハンディブレイカーDH119Hプシオン含(ビートル)	A
19	チェーンソー	1		A
20	災害活動用厨房セット	1	簡易かまど・5升釜蓋付、専用燃料付	A
21	簡易水槽	1	アクアフレックス AF-500 5	A
22	サバイバルフーズ25ファミリーセット	2箱	1箱60食分	A
23	食器類	10set	(株)エバーニューCC-186WT 10単位梱包	A
24	簡易トイレ (3個/箱)	4	(株)星野総合商事グリーンSHII単位包装	A
25	剣先スコップ (内1個 B倉庫保管)	3	パイプ柄	A/B
26	防水シート (内 2枚 B倉庫保管)	23	3.6×5.4m	A/B
27	携行燃料缶	1	20l 金属製ジープ缶	B
28	高級トイレ	3		B
29	トイレ囲い組み立て式シート	5		B
30	発電機付照明装置	1	ホンダEG23・3脚・ハロゲンライト・リール30m	B
31	机・折畳用椅子	5set	折りたたみ式机・椅子・組み立て万能机あり	B
32	テント	2		B
33	テント用風除けシート	1		B
34	誘導灯 (内2個会館Cに保管)	3		A/C
35	脚立 (内会館Cに2台)	4	伸縮機能付きを含む	A/C
36	折りたたみリヤカー(A:1台、C:3台)	4	アルミ製ノーパンクブランクホイールタイヤ	A/C
37	チェーンブロック	1	1t用含チェーンブロック用三脚 K-1型2.5m	C
38	可搬式ウインチ	1	TIFOR TR-16	C
39	ヘルメット	30	2ケース入れ	C
40	毛布	10	パック毛布 防湿済真空包装10枚単位包装	C
41	ハンドマイク	2	松下WD10A	C
42	非常灯 (充電式)	2		C





## 自治会未加入世帯に対する扱いについて

茶屋町自主防災会

自治会未加入は約120世帯程あります。

防災上災害が発生した場合は、命の危険が伴う為放置することが出来ません。

自治会未加入マンション等の世帯には事前に安全確認標識「無事」を配布してありますので、自治会加入世帯の安全確認後となりますが、災害対策本部指示のもと担当の防災リーダーが責任マンション等を巡回し安否確認を実施します。

自治会未加入世帯の中に要支援者が存在する場合は民生委員の指導のもと対応する事と致します。

今後は防災上の観点から自治会に加入して頂けるように事あるごとに要請を行い、自治会が一体となって行動出来るように頑張っていきます。